

「UBE 現代日本彫刻展 2027」PR展企画運営業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、「UBE 現代日本彫刻展 2027」PR展企画運営業務を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

「UBE 現代日本彫刻展 2027」PR展企画運営業務

(2) 業務内容

別紙「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日まで

(4) 委託料上限額

4,950,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記の金額に出展料は含まれず、別途本市が負担します。

3 実施スケジュール

内 容	日 程	備 考
プロポーザル公募開始 参加表明書・質問書受付開始	令和 8 年 5 月 13 日（水）	市ウェブサイト掲載
質問書の提出期限	令和 8 年 5 月 20 日（水）17 時	電子メールで提出
質問に対する回答期日	令和 8 年 5 月 22 日（金）までに回答	市ウェブサイト掲載
参加表明書の提出期限	令和 8 年 5 月 27 日（水）17 時	電子メールで必着
参加決定通知の送付	令和 8 年 5 月 29 日（金）	電子メールで通知
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 6 月 10 日（水）17 時	電子メールで必着
書類審査の結果通知	令和 8 年 6 月 15 日（月）	全ての参加者に電子メールで通知
プレゼンテーション審査 （オンライン）	令和 8 年 6 月 22 日（月）予定	詳細は、プレゼンテーション審査参加者（書類審査上位 3 者）のみに電子メールで通知
選定結果通知	令和 8 年 6 月 24 日（水）予定	市ウェブサイト掲載及び全ての参加者に別途文書で通知
委託協議	令和 8 年 6 月末予定	

契約締結	令和 8 年 7 月上旬予定	
------	----------------	--

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市における競争入札の参加を制限されない者であること。
- (3) 法人税、地方税、その他租税公課を滞納していない者であること。
- (4) 暴力団による不当な行為等の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。

5 公募に対する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 質問書【様式 1】
- (2) 提出期限 令和 8 年 5 月 20 日（水）17 時までに必着
- (3) 質問方法 質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、開封確認を付した電子メールにより「11 担当部署」へ提出すること。なお、電子メールの送信後開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和 8 年 5 月 22 日（金）までに、市ウェブサイトに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

6 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書【様式 2】 1 部

イ 業務実績書【様式 3】 1 部

※本業務と同種関連事業の実績を記載すること。

ウ 納税証明書（本市における競争入札（見積）参加資格を有する者については提出不要）

【法人の場合】

- ・ 法人税並びに消費税及び地方消費税について、滞納がないことを証する納税証明書（申請日前 3 か月以内に証明されたもの。写し可）
 - ・ 宇部市税に滞納がないことの証明書（申請日前 3 か月以内に証明されたもの。写し可）
- ※宇部市に市税の納税義務がない場合は提出不要

【個人の場合】

- ・ 申告所得税並びに消費税及び地方消費税について、滞納がないことを証する納税証明

書（申請日前3か月以内に証明されたもの。写し可）

- ・ 宇部市税に滞納がないことの証明書（申請日前3か月以内に証明されたもの。写し可）

※宇部市に市税の納税義務がない場合は提出不要

なお、税務署あての納税証明書の交付請求は、e-Tax（国税電子申告・納税システム〈<http://www.e-tax.nta.go.jp/>〉）によるオンライン請求が可能です。詳しくは税務署にお問い合わせください。

宇部市税についての納税証明書は、パソコン又は携帯電話から交付予約をすることができます。詳しくは宇部市ウェブサイトをご覧ください。

- (2) 提出期限 令和8年5月27日（水）17時必着
- (3) 提出方法 開封確認を付した電子メールにより「11 担当部署」へ提出すること。なお、電子メールの送信後開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。
- (4) 参加辞退 参加表明書の提出後に辞退する場合は、速やかに「11 担当部署」に電話連絡の上、参加辞退届【様式4】を電子メールに添付して提出すること。この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

※A4サイズに統一して提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書等提出届【様式5】
- イ 業務実施体制表【様式6】
- ウ 企画提案書【任意様式】
- エ 業務スケジュール【任意様式】
- オ 見積書【任意様式】

※仕様書の各委託項目について、それぞれ具体的な積算根拠を示すこと。

※消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

- (2) 提出期限 令和8年6月10日（水）17時必着
- (3) 提出方法 開封確認を付した電子メールにより「11 担当部署」へ提出すること。なお、電子メールの送信後開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。

8 審査方法

提案内容を公平かつ客観的に評価し、本市にとって最も的確な事業者を選定するため、「「UBE現代日本彫刻展2027」PR展企画運営業務に係るプロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）による書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

(1) 審査

提出書類に基づく書類審査及び企画提案者によるプレゼンテーション審査を実施する。

なお、書類審査の評価点（各審査員の評価の平均点）の上位3者のみがプレゼンテーション

審査に参加できるものとする。

また、プレゼンテーション審査は企画提案者が1者の場合であっても実施する。

ア 書類審査結果の通知

令和8年6月15日(月)

※全ての参加者に電子メールで通知。

イ プレゼンテーション審査の日時・場所

令和8年6月22日(月)午後(予定) オンライン開催

※詳細はプレゼンテーション審査参加者(書類審査上位3者)へ別途通知。

ウ 所要時間

15分(プレゼンテーション10分、質疑応答5分)

エ 評価基準

別表「評価基準」のとおり

オ 受託候補者の決定

評価点(各審査員の評価の平均点)が60点以上を得た者の中から、最も評価点が高い提案をしたものを最優秀提案者、次点者を優秀提案者として受託候補者とする。

(2) 審査結果の通知

令和8年6月24日(水)(予定)に、全ての企画提案者に対して審査結果を文書で通知する。

なお、受託候補者とならなかった者は、通知日から7日以内に、その理由の説明を文書(任意様式)により求めることができる。

(3) 審査結果の公表

令和8年6月24日(水)(予定)に、受託候補者を、市ウェブサイトにて公表する。

9 契約締結

本市と最優秀提案者が協議を行い、協議成立後、正式な受託者として決定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により契約を締結することを原則とする。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

なお、最優秀提案者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者(優秀提案者)と契約の締結交渉を行う。

また、契約締結時には原則として、契約金額の百分の十以上の契約保証金を速やかに納付する必要がある。

10 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(2) 本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

(3) 企画提案書等については、受託候補者の選定のために使用するものとし、原則公開しないが、情報公開請求があった場合、宇部市情報公開条例(平成12年条例第3号)に基づき公開する

ことがある。

(4) 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。

(5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格の要件を満たさなかった場合

イ 応募書類が提出期限までに提出されなかった場合

ウ 応募書類に虚偽の記載があった場合

エ 選定の公平性を害する行為があった場合

オ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

11 担当部署

(1) 名 称 宇部市観光スポーツ文化部文化振興課彫刻係

(2) 所在地 〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

(3) 連絡先 電 話：0836-34-8562（直通）

E-mail：museum@city.ube.yamaguchi.jp